

第四十六回国 参議院大蔵委員会会議録第十一号

昭和三十九年三月四日(水曜日)

午後一時三十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長 新谷寅三郎君
理事 柴田 栄君
西川甚五郎君
成瀬 楠治君
渋谷 邦彦君
天田 勝正君

委員

岡崎 真一君
川野 三曉君
栗原 祐幸君
佐野 廣君
鳥島徳次郎君
日高 広為君
堀 末治君
木村啓八郎君
野々山一三君
鈴木 市蔵君

國務大臣 田中 角榮君
大蔵大臣 赤城 宗徳君
農林大臣 齋藤 邦吉君
政府委員 大蔵政務次官 齋藤 邦吉君
大蔵大臣官房長 谷村 裕君
大蔵省主計局長 澄田 智君
大蔵省為替局長 鈴木 秀雄君
大蔵省代理長事務次官 中西 一郎君
農林大臣官房長 酒折 武弘君
農林省園芸局長

事務局側

常任委員 坂入長太郎君
会専門員

本日の会議に付した案件
○外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、本案に対する質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言願います。

○國務大臣(田中角榮君) 本国会において御審議を願うべく予定いたしました昭和三十九年度予算に関するもの十四件を含め、三十三件であります。このうち、法律案一件及び承認案件一件につきましては、すでに御審議をいたしましたので、今後、法律案二十七件及び承認案件一件について、当委員会において御審議を願うことになるものと存じております。何とぞよろしくお願いいたします。

なお、この機会に、財政、金融政策及び国際経済政策に関する所信の一端を申し述べます。
本年は、わが国が本格的に開放体制へ移行する年であります。OECD加盟、IMF八条国移行等開放体制への

移行こそは、日本経済が国際経済社会においてさらに大きく発展していくために、みずから選んだ発展への道であります。しかし、同時に、わが国経済が世界経済の影響をより直接的に受け、また国際経済上の要請に一段と積極、機械に近づいていかなければならぬこととなるのも明らかなところであります。

私は、このような事態に即応し、わが国経済が堅実な発展を続けてまいりためには、日本経済に内在する成長力を、国際経済の動向、国際収支、物価の動き等内外の諸要因の推移に応じ適切に調整しつつ、社会、経済の各方面において所要の体質強化を着実に進め、国民経済全体としての生産性をさらに高め、安定的な成長を実現してまいることが肝要であると考えております。

昭和三十九年度予算及び財政投融资計画におきましては、このような見地から、国際収支の改善と物価の安定を主眼とし、財政が景気に対し刺激的な要因となることを避けるため、健全均衡財政の方針を堅持することといたしております。支出内容におきましては、将来にわたる国力発展の基盤を充実し、経済各部門の均衡ある発展に資するため、農林漁業及び中小企業の近代化、社会保障の充実、社会資本の整備等の重要施策に對しまして、資金を効率的、重点的に配分し、その着実な推進を期しております。また、税制面におきましては、国民負担の軽減、合

理化をはかり、あわせて企業資本の充実等、所要の体質強化を進めるため、中央地方を通じ、平年度二千八百十億円に及ぶ画期的な大幅減税を行なうことといたしております。さらに、財政と金融とは一体となつて運営されるべきものでありまして、今後の金融政策の運用にあたりまして、財政上の諸施策と相まって、経済の安定的成長とその体質強化を期してまいり所存であります。

税制改正のうち、国税関係法案につきましては、いずれ当委員会において御審議を願うこととなりますが、主要な税制改正法案についてその概要を申し上げますと、所得税におきましては、国民生活の安定に資するため、広く基礎控除、配偶者控除、扶養控除を引き上げるとともに、専従者控除及び給与所得控除の改正、譲渡所得課税の適正合理化等、所要の改正を行なうことといたしております。法人税におきましては、企業の経営基盤の強化をはかるため、機械設備を中心に、固定資産の耐用年数を平均一五〇程度短縮するとともに、中小企業の負担の軽減をはかるため、軽減税率の適用所得限度額及び同族会社の留保所得課税控除額の引き上げを行なうことといたしました。さらに、企業の国際競争力の強化、科学技術の振興、企業資本の充実等、当面要請される諸施策に即応する特別措置を講ずることといたしております。

そのほか、相続税及び贈与税につきましては、基礎控除の引き上げ等の措置を講ずることとしており、また、道路の整備財源の拡充をはかるため、道路整備計画の改定と見合せて、国税としては、揮発油税、地方道路税の税率をそれぞれ引き上げることといたしております。

なお、関税率につきましては、経済の諸情勢に応じ、所要の調整を行なうとともに、とん税及び特別とん税につきましては、国際収支の改善に資するため、その税率をそれぞれ引き上げることといたしております。

金融政策につきましては、最近における国際収支の推移、生産及び物価の動向、金融機関の貸し出しの趨勢等に照み、昨年十二月、日本銀行による準備預金の率の引き上げが行なわれ、さらに、本年一月以降、市中銀行の貸し出し額に対する規制も行なわれているのであります。企業の資金需要及び金融機関の貸し出しの増勢は鎮静化に向かうものと期待しておりますが、今後とも、経済の動向を慎重に見守りながら、機に應じて適切な施策が実施せられ、資金需給の調整を通じて経済活動が適正に保たれるよう意を用いてまいり、考えであります。

その際、近代化、合理化により、新たな発展への道を求めつつある中小企業等の真剣な努力が、これによって阻害されることのないよう、一そう細心の注意をいたしてまいり所存であります。
次に、開放経済への移行に伴い、企業の自己資本の充実と長期安定資金の

確保の必要性はますます強まり、金融及び資本市場の重要性は一段と高まつてきておりまして、この際、各金融機関に對しましては、國民經濟的視野に立つた、節度ある融資態度が、また、証券業者に對しましては、経営の健全化、投資勧誘態度の適正化が、一そう強く要望される次第であります、政府といたしましては、健全金融の推進、資本市場の育成強化について、今後とも細心の配慮を加へてまいる所存であります。

わが国は、近くOECDへ正式に加盟し、世界の主要先進諸国との協力関

係を一そう緊密化するとともに、四月一日を目途とするIMF八条国への移行に伴い、わが国の円は交換可能通貨として広く世界の諸国から認められることとなります。このような事態に対処するための努力の一環として、わが国がかねて進めてまいりました対外取引の自由化につきましては、本年において外貨予算制度の廃止、渡航制限の緩和等を行ない、經常取引に対する為替制限の撤廃を一応終了いたしたいと考えております。

また、国際金融協力につきましましては、IMF 借り入れ取りきめ参加十カ国蔵相会議の一員として、国際流動性確保のための対策の検討に、今後とも積極的に参加いたしてまいる所存であります。が、関税の一括引き下げ、低関税国問題につきましても、これらの動きに積極的に対処しつつ、わが国産業界の実情をも勘案して、今後の関税政策を進めてまいりたいと考えております。

国際収支につきましては、輸出は順調な伸びを示しておりますものの、輸入が、国際商品価格の高騰等一時的な

要因もさることながら、生産の大幅な
上昇から、顕著な増加を見せ、海運その
他の貿易外収支における赤字幅の拡大
と相まって、經常収支は、昨年初米、
一貫してかなりの逆調を呈するに至つ
ております。政府といたしましては、
基本的には、財政金融政策等各般の施
策において万全を期しつつ、貿易収支
の均衡回復と貿易外収支の赤字基調是
正につとめてまいるとともに、当面は、
国内資本の不足を補ひ、国際収支の波動
に対処する準備を厚くするため、優
良な安定外資の秩序ある導入をはかつ
てまいる所存であります。

以上、財政金融政策及び国際経済政策について所信を申し述べました。私は、これらの施策を着実に推進してまいりておきましては、国民の努力にささえられて、わが国経済はますます発展し、より豊かな国民生活が築き上げられるものと確信いたしておるものであります。

○委員長（新谷寅三郎君） 田中大蔵大臣から所信の御披露がございましたが、これに対する質疑は後日に譲ります。先刻議題といたしました法律案の質疑を直ちにしたいと思います。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○木村福八郎君 私は、ただいま議題
 になっております對外經濟取引に關す
 る二法改正案につきまして、二月十四
 日の本會議で大藏大臣にもう質問して
 あります。本會議では、時間がたつて
 た十五分でしたから十分な質問もでき
 ませんでしたし、また答弁も答弁しつ
 ぱなしですし、非常に簡單でしたか
 ら、満足がいく御答弁が得られなかつ

たのです。そこで、この際、大蔵大臣が二月十四日の本会議で私に御答弁されたことをもとにして、突っ込んで御質問をしたいわけです。

二月十四日の本会議で、この法律は政府が開放経済体制に移行するその一環としての法制的な整備である、こういうことが提案理由になっておりましたが、そこで、開放経済体制に移行するにあたりまして、従来のこの法律のなかにあつた、原則として對外取引は全面禁止、例外的な自由、こういうたてまえであつたわけです。それが今度法律は、原則としては自由に、例外的に

禁止するといふたてまえに変わりま
す。この法律は、全面的禁止、例外的
自由といふたてまえでつくられてお
つた。ところが、今度たてまえが變わ
つてくるわけですね。たてまえが變
わつてくるわけで、全面的に自由な
り、今度は禁止を例外的にする、こ
ういふたてまえになつた。だから、
たてまえ

が変わるのだから、部分的な改正だけでは足りないのではないかと、たてまえでは変わつた以上は、別途新しい対外経済法とか、名前はどうでもいいのですが、そういう新しい法律が必要ではないか、こういう質問をしたのです。そ

れに對して大蔵大臣は、もうすでに九二%の自由化を完成しているわけだ、IMF八条国移行及びOECD加盟の實質的要件はほとんど具備しているわけだ、したがって、現在の制度の上では、外貨予算制度の廃止とそれに伴う關連条項の整備をすれば足りるというふうに考えている、こういう御答弁でございました。

そこで、伺いたいのは、もうすでにIMF八条国移行とか、あるいは

OECD加盟の實質的要件をほとんど具備している、こういう御認識なんです。ところが、われわれはそういう御認識を持っていない。それで、大蔵大臣だけでなく、総理大臣もそうですし、通産大臣も、この八条国移行とかし、OECD参加とか、こういうことによつて日本経済への影響はたいしてないのだから、こういう御認識ですね。特に労働大臣は、昭和三十五年以來ずっと自由化をやつてきているのだ、最初は海外依存度の高い原材料部門を自由化してきた、その次には鉄鋼とか国際経済競争力の強い物資を中心として進めてき

たから、特殊のものは別として、たいした国内産業への影響はなかった、労働問題への影響はなかった、こう答弁しています。総理も、全解禁に次ぐ重要な措置であるけれども、三、四年前からずっとやってきたのだ、だからたいした影響はないので、これはもう何というか、最後の締めくくりなんだ、

こういろいろ考えた。それから、通産大臣も、何かここで八条国移行は突然変異が起こつてせきを切ったようにさあつと影響がすぐに出てくるようになわけじゃないので、いままでもなくすしにすつとやってきているので、もう仕

上げなんだ、こういう認識なんですね。

ところが、実際は、もう大蔵大臣も非常によく御存じのとおりに、開放経済体制移行の段階になって、非常に日本の国際収支なり物価なりその他に不利な経済条件が出てきているわけですね。いわゆる高度経済成長政策ですか、昭和三十六年を過ぎて、そうしてマイナス面が、破綻が出てきている。設備過剰の問題も出てきていますし、

あるいは国際収支の問題、消費者物価の値上がり、そういうような問題が出てきている。そういう国内的矛盾が出てきているときに自由化をしなければならぬ、開放経済体制へ本格的に移行しなければならぬ、そういう段階にあるので、この実質的要件をほとんど具備していると言いますけれども、逆であつて、それは逆なんです。事実的条件はむしろ逆の方向に行っている時期に自由化あるいは開放経済に入っていくかなければならない、非常なむしろ不利な条件のもとで真の開放経済体制へ入っていくのだ、こういう認

識に立たなければいかぬと思うのですよ。したがって、そういう認識に立つて影響を云々しなければいけないのであって、いままで影響がたいしてなかったというのは、影響がないものをやってきたのですね。主として原料部門としてはかえって自由化したほうがこれはプラスになるのであって、した

がつて率先してやったわけです。しかし、これから自由化される品目は少ないかもしれないが、あるいは自由化率としては少ないかもしれないが、今後の自由化されるものについては非常に重大な影響のあるものばかりなんです。

よ。だから、私の質問に対する答弁は、たいしたことない、たいしたことない、いままでずっとなしくずしにやってきたのだから、その総仕上げであつて、たいしたことないという答弁が、みんな、総理も、通産大臣も、農林大臣も、労働大臣もそう。大蔵大臣もそうなんです。しかし、そういう認識でいいのかどうか、その点をまず伺いたいです。

○国務大臣(田中角榮君) 木村さんが

御質問になられたのが、そのような広範な立場での御質問というふうな理解をしなかつたわけでありました。外為法の御審議をわすれずとくに、IMF八条国に移行するに際して同協定第八條の義務に抵触するものがあれば、これは当然改正をしなければならぬわけでありました。そういう意味でこの八条国に移行するために整備をしなければならぬ法制としましては、外貨予算制度を持つておつてはならないという規定がございまして、それをまず外為法の改正をお願いをするというところで、八条国移行に対しては法律上の体制は整備をするわけでありました。こういう御答弁を申し上げたわけであり

ました。しかし、広範の体制から考えますと、確かに九二・二%余の自由化が終つておりますけれども、残余のものは、これは大体一次産品が主になっておるものでありますけれども、この百七十品目に近いものは八条国移行までには国内体制を整備しない、また二国間交渉等でいろいろな問題等もござい

かという御議論に聞こえるわけであり

ます。もちろん、それも一つの考え方でありまして、通産省当局等も当初そのような考え方も持つておつたわけでありましたが、これは将来の日本が国際経済社会に立つていくために、広範な高い立場で慎重に検討しながら、万全を期して必要な体制を整備しなければならぬわけでありました。一日一時とい

えどもゆるがせにできない問題であります。そういう状況でありますので、まず八条国移行に対して必要な、同協定の八条の義務に抵触する外貨予算制度というものを廃止いたしまして、八条国に移行し、残余の非自由化品目の自由化に対しては格段の配慮をしながら、また法制上対外経済法というべきものが必要であるかないか、必要であるとするればそれはどう規定すべきかというような問題に対しては、慎重に対処すべきだという考え方を御答弁申し上げたわけでありました。

資の問題とか海運の問題、技術契約の

問題等、これは一番問題になってくると思うのですが、そういう点は一体どうなっていくのか。それから、新聞で伝えられております海外渡航の問題と韓国とのオープンアカウントの問題です、これは特別承認事項になるとか

段取りと影響についてお伺いしたいのです。○国務大臣(田中角榮君) 八条国に移行いたしましたために、残存百八十二品目のうち相当品目を自由化しなければならぬというところはあります。これは九二・二%の自由化が行なわれておりますので、十分八条国移行の資格が整えられておるわけでございます。でありますから、残存百八十二品目の非自由化品目に対しては、国際競争力にたえるというような状態と、また二国間交渉等外国との交渉において自由化できるような体制が整つたものから、順次自由化を進めてまいりたいというところでござい

在オブザーバーとして非公式に出席し

ておるのであります。そういう意味で非常に重大な権能を持つものでありますので、OECDに対してはできるだけ早い機会に加入したい。また、OECD当局は、初めはなかなか日本の加入に対して異論があるようでござい

ました。したが、昨年の九月のIMFの総会で議題になって、十カ国の常設会議等でお互いに話をした結果、非常にスムーズに加入を認めるということで、できれば昨年の十二月初めに行なわれた総会でひとつ入つたらどうかというような気分もあつたようでござい

ル、こういう制限を、四月一日から海

外渡航の自由化をいたそうということでございます。一年一回ということでございますので、これは特認事項に

思います。しかし、これは特認事項になつたからいろいろな問題が起きるということではないと思ひます。できるだけ早い機会に金額制限を撤廃されるのが好ましいという程度で特認がされるものだと思ひます。それから、オープンアカウントの問題、これは特別なものでありまして、できるだけ早くやめたいという考え方があります。ところが、日韓間の特殊な事情に基づいて戦後かかる問題が残つておるわけでありまして、これも日韓交渉その他によって前向きに解決ができるような見通しでもありますので、特認事項としてIMFで特認して

がありませんが、その主たる点について何っておくのですが、まずOECDは、加入した場合に、拘束力というのはどの程度のものでございましょうか。それが一つ、もう一つは、この資料によりまして、OECDの諸文書は原則として公表されないでまゐるに於いては、これはどういふわけですか。公表されないというのと、われわれ審議する場合にそれをするのができないということになるのですが、そういう点について。

○国務大臣(田中角榮君) OECDというものは、国際情勢の新しい事態に對処して自然発生的に生まれ、必要があつて生まれた機関であります。いままでの觀念からいへば、非常に新しい時代に対処する高級クラブというふうなものであります。高級クラブというふうなものは、日本人の在來の觀念からいへば、なかにいたしたもののじゃないというふうな氣もいたしますが、その実その持つ威力というものはたいへんなものであります。ここで國際的な流動性の問題、それから財政問題、それから貿易、經濟の問題、そういうものに対して、國際機關で、他のIMFとか國連とかいうような機關でもって発言をする前に、ほとんど主要國が案を練つてしまつてそれを押し通すと、相當な威力を持つものであることは事實であります。

入るときは、これはなかなかむずかしい。入るときはたいへんむずかしい条件があるわけでありまして、日本は比較的すんなり、主要工業十カ國として日本が入れぬのはおかしいというところ、すんなり入れてくれるという状態までできたわけでありまして、われわれ

も、OECDに入つたり第三作業部会に入る場合にはたいへんむずかしいといふことを聞かされておつたし、事實そのような雰囲気であつたのであります。が、さあ入るぞといつてから、去年の九月からはたばたと入れよう、こういうことになつたわけでありまして、その一番大きな問題は、この機会に申し上げておきますと、一つは貿易量が大きいこと、それから低開發國に對して援助の実績があり、將來とも相當援助できるということ、健全財政が實行できる、こういうふうな大きな問題があるわけですね。そういうものに對しては條件を整備しておるということ、日本が加盟されるということになるわけでありまして。

これは入つてしまつて満場一致でありまして、これは例をあげていいますと、日本に不利になるような案項をきめようというときには日本が拒否権を発動する。そうすると、その會議の結論は出ない。入るまでは非常にむずかしいけれども、入つてしまつて、一人でも反對があると議決はできない、こういう新しい事態に對処しての新しい機構であります。でありますから、私たちも何とかして入つてしまへばと思つておつたわけですが、案外早く門戸を開いてくれましたので、入れば満場一致が原則でございます。でございますので、團體と同じような、そういうシステムになつてゐるわけですから、日本はこれからの激動する國際社會に對しては、相當大きな權利を得、また地歩を固めることができるというところが常識としていえると思つてゐるわけでありまして。

○木村義八郎君 入るまでがたいへんだ、入つてしまつて満場一致だ、だからわりあい自由のように聞かれますが、他面相當な力を持つておるといふお話です。そこで、問題になると思ひますのは、OECDは加盟國の經濟に對して年次審査といふのをやることになつておるんですね。それはどうですか。○国務大臣(田中角榮君) それは、お互いに加盟國の經濟等に對しては、一つの検査といふよりも調査をするといふことであります。これはIMFの対日コンサルテーションと同じことでございまして、これは、お互いがそういう國際機關によつて、加盟をした場合には、お互いが公平な立場で經濟、財政その他に對して調査をするといふことは、當然そうなる趨勢であらうと思ひます。しかし、それによつて日本が不當な拘束を受けたら、それから非常に損をするというふうなための調査ではないといふことだけはいえます。

○木村義八郎君 この年次審査です、ね、全加盟國代表で構成する經濟及開發審査委員會で行なわれるといふことになつておるそうですが、どうですか。○国務大臣(田中角榮君) そのとおりでございます。

○木村義八郎君 そうしますと、昨年、OECDのこの審査委員會で、フランスに對して、物價抑制の方法として、農産物の流通機構の整備と能率化、それから生産性を上回る賃金上昇率の抑制、こういうことを示唆して、フランスをはじめ物價上昇に悩む歐洲各國に、經濟政策を進める上で一つの

指針を与えたといふことになつておるんですね。この点、ただいま大蔵大臣が言われましたクラブ的なものだけれども、かなり力を持つておる。もちろん満場一致でなければならぬといふことが、さうなつた場合、ここから勧告を受けた場合、かなり日本の經濟政策と賃金、われわれが問題になるのは、生産性を上回る賃金上昇率の抑制、これはいふゆる所得政策といふもので、OECDで非常に研究しておるんですね。ガイド・ライン政策といふです。生産性以上に賃金が上回らぬやうにというガイド・ライン政策といふわけで、所得政策を研究しておるんですね。OECDが専門にやつています。が、そういうことを、OECDに加盟したことによつてそういう勧告を受ける。さうなると、それは罰則等はないでしようが、かなり力を持つておる。さつき大蔵大臣言われましたが、それは無視するわけにいかぬことになつてくる。さうなると、これは日本の労働運動にとつてもさういふ大きな問題になりますし、労働政策にとつても、また日本の財政經濟政策等についても、自主性等の問題もあつたし、これは非常に問題ではないかと思つておる。その点はどういふふうに……

○国務大臣(田中角榮君) これはクラブみたいなもので、これは議論をします。議論はしますけれども、IMFの勧告のやうに、こゝろをやらないうと八カ國に移行させませんよといふやうなものでは絶対ないものであります。でありますから、いま御指摘になられたやうな事實、フランスに對してさういふことを勧告したといふやうな事實はないやうであります。また、こ

れは勧告をするといふやうな正規なものではないのであります。この機關そのものは、代表者を出しておつて、いろいろ具體的な、専門的な問題に對して議論をして、國際經濟社會に對してどう對処しようといふ基本的問題をいふゆる議論するわけでありまして、でありますから、その結果多數決で、日本の國際收支がどうもよくないからこゝろしなればいかぬとか、どうも春闘でもつてあれだからさあこうだ、そんなことは絶対あり得る機關ではありません。また、日本は、さういふことに対しては、いやしくも國內干渉を受けるというやうな考え方には絶対立つておりませんから、OECDの加盟によつてそんなことは、ない。だから、日本に對して入るときに、まあ海運はさうあるべしとか、また資本に對しては、直接投資に對してはどうあるべきだとか、また海外渡航に對してはどうあるべきだといふやうな考え方はございまして、それにも合格をして、批准が終れば入れるのでありますから、入つたら、これはもう判決的なものが出たり、結論が出て、日本の經濟や日本人の行き方が拘束を受けるというやうなことは絶対ないものであります。ここにも入つてしまつて、まあこれからひとつ國連でもつてこゝろの開發會議をやるやうな場合にどうしよとか、それから十カ國の大蔵大臣會議に出ておるとこゝろの國際流動性の問題に對しては、大体こゝろに加盟しておる國はこゝろふりな考へとか、さういふ大きな問題に對して議論をするわけでありまして、私は、入れば日本のために大きな利益こそあれ、日本が拘束を受けるといふやうなことは全然心配しないので

ろしいというふうに理解しております。

○木村義八郎君 どうも、このOECD加盟は、かなり唐突の間に急速に話が進んだ関係上、何か十分にその実態なりなんなり調査されていないのじゃないかと思うのです。いま大蔵大臣は勧告なんかないと言っておられたでしょう。ところが、新聞によれば、外務省筋がこれは二月十日明かにしたところによると、OECD事務局は日本が加盟実現後日本に対する年次審査を実施して、経済の現状と経済政策に対する勧告を報告書の形式で取りまとめる意向で、その旨パリ駐在大使館を通じて申し入れてきた、こういうことになっているのです。勧告がないなんて、ちゃんとあるのです。この報告書というのは、対象国の経済情勢の分析と経済政策に対する勧告と二つからなっているのです。それについて、特にアメリカとかイギリス、フランス、ドイツなんぞ主要国に対するいわゆる勧告を含む報告書は、毎年大きな反響を呼んでいるといわれているのです。それで、なるほどクラブ的なものだから、反対すれば反対し得ると言われますが、そういう勧告を受けた場合、それを簡単に無視できますか、実際問題として。

○国務大臣(田中角榮君) それは、その記事はこういうところから出ておるわけでありまして。日本がOECDに加盟する意思を表明をしました。その加入の条件として、日本に対してOECDから調査団が来たわけでありまして。その調査団の結果、まあ日本は加盟をする、加盟をしてよろしい、加盟に対しては賛成をいたします、大体

そのようになつたわけでありまして。でありますから、国会に対して批准をお願いしておるわけでありまして。でありますから、日本に來ましたときの調査報告書を日本によこす、こういうことであつて、これがどういふ場合でも日本を拘束する、少なくともIMF八条国に移行するときのように、これをしなければボイコットしますよとか、これをしなければ出ていきなさい、これをしなかつたら制裁をしますよといふようなものでは絶対ないものであります。お互いが世界の先進国として、いろいろな問題をここで議論するのでありますから、議論した結果、君のところでこういうものがあるね、こういうものはお互いにこういうところまで前進ができないかというふうないろいろ議論はするわけでありまして、結論も出さなければなりません。これはしよつちゅう勧告の形式をもつて出るものであつて、少なくともILO事務局から日本に來て勧告をする、そのような拘束力を持つものでは絶対ないといふことだけは、これは確かでありま

す。

○木村義八郎君 どうも大蔵大臣、認識が少しおかしいですよ。これは加盟実現後となつていふのです。さつきも質問しましたように、加盟すれば経済及び開発審査委員会によつて年次審査を受けるというところは、そのとおりだと言われたのです。ですから、その点は考え方が認識が不十分ですよ。大蔵大臣は加盟後なんですよ。加盟後の年次審査を受けるのです。そうしてその加盟国の経済情勢の分析と政策に対する勧告からなる報告書といふのは、そういうものが出される。それ

と関連して、フランスの場合、さつきお話ししたような示唆を受けた、こういうことがあるのですから、そういうことをふまえてやりませんと、何か非常に甘く考えておられるのじゃないか。

それから、もう一つ伺つておきますが、OECD八十二品目ありますね。自由化コードというもので、八十二品目について、資本取引と貿易外取引とありますけれども、聞くところによりますと、話によれば、これは自由クラブみたいなものだから、たいした拘束力はないように言いますけれども、だんだん調べてみると、かなりOECDはこれを厳格に適用しようとしていふ。そういう傾向にあるといふことを聞いておるわけですよ。だから、甘く考えて、たいしたことはないと言つていて、入つてみて、日本にプラスになる、プラスになると大蔵大臣は言つておられますけれども、それはもつとプラスの面とマイナスの面を十分に考えていきませんといふのです。そう簡単なものではないと思ふのです。ですから、その二点ですよ。いま申しました加盟後そういう審査を受ける、そういう点と、それから八十二品目の自由化コードのうち十七は保留したといわれておるが、自由化義務を負う中で重要なものは直接投資、非常に重要だと思ふのです。技術契約とか海運の問題等かなり厳格に適用するよう傾向になつてきておる。いままではかなりルーズであつたといふのです。だから、いままで非常にルーズであつたといふことを頭に置いて考えていたのでは、相当違ふんじゃないかと思ふので

す。大蔵大臣、わからなければ事務当局でもいいですよ。

○国務大臣(田中角榮君) その加入後も調査が行なわれるといふことは、それはあります。お互いがいろいろな問題を討議しておられますし、年次の統計をつくるためにも、また適切な資料を入手するためにも、お互い加盟国の経済状態等を調査するといふことはあるのです。それは当然お互いがそういうことをやり得る、やり合ふといふことでもあります。そういうことであります。その結果、日本が拘束を受けるというところになるといへんではありませんが、拘束は受けないのであります。でありますから、そこが全然、国際機関に入つて決定をした場合にはその決定に服さなければならぬ、表決をする、表決をして服さない場合には除名をされるとか制裁を受けるというような観念ではないのであります。それは非常に重要な問題を討議をしますし、結論も出しますけれども、その結論を出したものに對しては加盟国が共同をしてそれが実現するように努力をする。その過程において経済調査もありますし、いろいろなこともありますが、けれども、それが會員国のいろいろな權利を拘束するといふようなものではないのであります。でありますから、国際連合の理事会に入るか入らないかといふことと同じようでありまして。この問題は、非常に重要な問題を討議をして、ある程度結論を出して、これを国際場裏において実行するようにはやるわけでありまして。

日本がなぜこれからこへ入るかといふと、これから財政金融政策等に対していろいろむずかしい問題が議論さ

れますが、それだけでなく、日本がいままで地域的に非常な遠かつたために、ヨーロッパ諸国との貿易を急速に拡大したいといつても、取っかかりがないわけでありまして。非常に大きな時間的なブランクもあつた。もう一つは、それだけではなく、低開発国の援助等に対してしても、DAGの機構だけを通じてやつておるよりも、まだOECD加盟諸国とのいろいろなつながりを持つた総合調整ができるという問題もあります。それだけではなく、一番いいのは、これに入りますと、どんな問題でも非公開であるというだけに、深刻ないろいろな問題を討議をして、そしてその結論を出すときには全会一致と、こういうことであります。ので、二国間交渉等いろいろな問題を時間をかけて片づけなければならぬ問題でも、OECDに加盟をしておる国々の援助、協力、そういうことで相当片づき方が早いといふような、いろいろな利点があるのであります。OECD加盟することによつて日本が拘束を受けたたり不利益を受けるというところであると、これは問題でありますけれども、これはそうではなくIMFに加盟をし、国際連合に加盟をし、それからOECDにも加盟をすると、こういうことで、国際的な上級機関といひますか、新しい時代に対処する合理的な機関に加盟するわけでありまして、で、これから日本がいろいろなものに對して非常に損をして、日本の国内政策がゆがめられるといふようなことにはならないと思つておるわけでありま

す。

○成瀬清治君 関連して。これは外務委員会じゃないから、私たちが遠慮し

を、フランス政府はこのコストインフレの抑制を拒否して、一般的な金融引き締めによつてやるのだということまで拒否しているという事実が六三年の九月にあるわけです。そういう年次審査を受けて、その勧告が行なわれても、拒否するということは、満場一致制で事前に行なわれなかつたということの、証拠じゃないかと思ひますけれども、これとの關係は、さつきのあなたの満場一致とどういふことになるのか。

○国務大臣(田中角榮君) これは仮定論で悪いと思いますが、ちょうど大蔵委員会で、私も入れてひとつこういうことをやつたほうがいいなということをして、そのときには私自身も承知をして、こうしていま勧告書なら勧告書みたいなもので、もちろんその結果直したほうがいいというときには、目

本の代表もフランスの代表も、そうい
う勧告書を出そうということに対して
は賛成をしておるわけであります。こ
れは主権を侵すものではない。フラン
ス政府が勧告をけ飛ばすということ、
一向何ら差しつかえない話でありま
す。ですから、フランス政府の代表が
入っておって、こういう勧告書を出す
ことは絶対反対である、という議論
論がもしありとすれば、その勧告書は
出ないような仕組みになっているので
あります。OECDは確かに、すべて
のものに対して満場一致制でやってい
こう、こういう高級クラブ式なもの
で、新しい組織であるから、大いに検
討しよう、大いに調査して勉強するけ
れども、すべては満場一致制度をとろ
うと、こういう基本に立っておるの
でありますから、フランスにそういう勧
告が出たとしたら、フランスの代表が

本の代表もフランスの代表も、そうい
う勧告書を出そうということに対して
は賛成をしておるわけであります。こ
れは主権を侵すものではない。フラン
ス政府が勧告をけ飛ばすということ、
一向何ら差しつかえない話でありま
す。ですから、フランス政府の代表が
入っておって、こういう勧告書を出す
ことは絶対反対である、という議論
論がもしありとすれば、その勧告書は
出ないような仕組みになっているので
あります。OECDは確かに、すべて
のものに対して満場一致制でやってい
こう、こういう高級クラブ式なもの
で、新しい組織であるから、大いに検
討しよう、大いに調査して勉強するけ
れども、すべては満場一致制度をとろ
うと、こういう基本に立っておるの
でありますから、フランスにそういう勧
告が出たとしたら、フランスの代表が

賛成をするということは、いいでしょうと、こういうことがあったことは事実であります。それをフランスが拒否をするかしないかということは、フランス政府の独自の問題であって、ここらには、OECDの中でフランスが拒否をしたにもかかわらず、フランス代表の意見をいれないでフランス政府に勧告が行なわれ、フランスが拒否をしたということではないのであります。

○木村義八郎君 六月ごろ、そのころですか、大体。

○政府委員(鈴木秀雄君) 日はまだ確定をしておりません。というのは、OECDに入るか入らないかという批准の問題がまだ固まっておきませんが、あるいはそのころに来るといふことも考えられます。

○木村義八郎君 この問題は、まだもっと深めなきゃならないと思うんです。非常に疑問の点もございまして、さっきの成瀬委員もよく研究されていられるんですが、十分もつこの点については、拘束力等の点については、もつとはつきりさせないと、われわれ承認する場合に非常にあとに疑点が残っていきませんから、この点についてあとでまた十分ほかの委員からも突っ込んでいただくとしまして、次の私は質問に移ります。

IMF八条国に移行いたしますと、御承知のように、OECDのほうは、これはやめようと思はれることもできるんじゃないかと思うんです。しかしIMF十四条国から八条国に移った場合は、あと戻りはできないですね。

○国務大臣(田中角榮君) 特認をとらなければ十四条国に戻ることはできないということでございます。

○木村義八郎君 それだけに、この措置は非常に重要性を持つていふところ。もちろん、いままでなくずしにやつてきて、一挙に、せきを切るように、突然変異みたいに八条国に移つて、それで影響が出てくるというものは

ではないですけれども、今後都合が悪いからといって、イージー・リーゼンで、つまり国際収支を理由として為替制限等ができなくなる。もう背水の陣ですよ。ですから、これは非常に歴史的に重要なものだということになるわけですね。そこで、今後はそういう外貨割当て等によって、外貨予算等によつて直接統制できない。今後はそういう貿易の調整とか、あるいは貿易外、あるいは資本取引等につきまして、資本取引のほうはOECDの関係でしようけれども、間接統制よりほかはないと思うんです。財政金融政策というものが非常に大きなウェイトを持つてくると思うんです。

そこで、先ほど大蔵大臣が、三十九年度の予算編成にあたって、景気を刺激しないように伸び率については前年度より緊縮的な予算を組んだ、組んだと言われているんです。ところが、景気刺激策であるかといふのは、何を見たらわかるんですか。一般会計だけ見て言うのか、特別会計も含めて見るのか、財政投融資も含めるのか、地方財政も含めるのか。常識からいって、これはみなひっくるめて考えるべきじゃないかと思う。さしあたり、政府が出されております経済見通しの、政府の財貨・サービス購入、これは一つの判断の基礎になるのではないかとおもうんです。一般会計だけで三十八年度は一七・四%、三十九年度は一四・二%、伸び率が少ないから景気刺激策でないか、こう言われないうち、その点、何をもちつて景気刺激策であるとかないかと言われるのですか。

○国務大臣(田中角榮君) 財政と金融は表裏一体となつて慎重に運営せられ

るということ、八条国移行に対して対処しなければならぬという考え方をとつていられるわけでありまして、いままでの御議論としては、一般会計も財投もふくらんでいる、こういうこともいわれているわけでありまして。しかし、あなたが言われたとおり、総体的に考えますときに、特別会計その他地方財政も入れて、一体この程度でいいのかという御議論が展開されるということに對しては理解できるわけでありまして。しかし、政府がいま御審議をお願いしております一般会計につきましては、一般会計は一四・二%では大きい、こういう御議論に對しては、いろいろ長い過去の対前年度に比べまして、そう高いことではないということも申し上げていられるわけでありまして。同時に、財政と金融というものが、ほんとうに表裏一体となつて運営せらるべきだということも申し上げておきます。もう一つは、財政の持つ固有な使命というものが、戦後日本が短い時間においてここまで復興してきた日本の実情から見ますと、財政を急激に縮小できるような状態にないし、また、現在のような予算を組んでいくことによつて、日本の自由化に對処できる、国際競争力が培養できるという観点に立っているわけでありまして、現在の状態では、一般会計、財政投融資等すべてを否めて、まあ適正——ということが悪ければ、まあまあだれがやっても大体この程度のものだろうという感触を持つていられるわけでありまして。

○木村義八郎君 そんなたよりのない御答弁じゃ困るのです。地方財政と一般会計を寄せて、そして重複勘定——交付税、補助金を差し引いた純

計で見ますと、三十八年度の膨張率は一五・九%です。三十九年度は一六・八%です。地方財政はものすごい膨張なんです。そういう見方をしなければならぬじゃないですか。それから、国民総生産と国民総支出、経済企画庁の出しました政府の財貨・サービス購入、これを見ますと、三十八年度の伸びが一六・一%、三十九年度の伸びが一・二%になつて、伸びが少なくなつていける。政府はこれから判断して、三十九年度は三十八年度より財貨・サービス購入の増加率は少ない。つまり三十八年度は一六・一%の伸び、三十九年度は一・二%の伸びです。ですから、前年度より財貨・サービス購入は少いじゃないか、これも一つの根拠になると思うのですが、どうですか。これは中央・地方財政両方を含んでいる。景気の刺激策であるとかないかといふことは、ただ一般会計だけで、あるいは財投だけを見たのでは、これは正しくない、金融は別ですよ。地方財政についてもあなたは言われているのですから、その点はどうなんですか。

○国務大臣(田中角榮君) おおむね地方財政は少し膨張し過ぎておるといふような感じもありませんが……。

○木村義八郎君 少しじゃないですよ。一二・五は二〇%です。少しどころじゃありませんよ。

○国務大臣(田中角榮君) 地方財政は昭和三十三年に比べて急速に大きくなつておられるわけでありまして。一般会計、地方財政を見ますと、御説のようないろいろな議論がありますけれども、この地方財政も一般会計も、財投もそうでありまして、歳出要求が非常

「外国為替手算の範圍内で最も有利且つ有効な貨物の輸入を図るため、こうであつたのを變えるわけですね。」

○國務大臣(田中角榮君)　「そうです。」

○木村禮八郎君　「それは輸入承認義務ですね。『政令で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。』というけれども、その政令には外貨割り当ての仕方についての制度的な取りきめが何かなくちや、ただ大蔵大臣と關係大臣と話し合ひをすればいい。それできめていくのですか。なくなつたとはいへ、外貨手算制度がなくなつたとはいへ、実態としてはF A制が残っている以上はあると

わけてですよ。実態は、それをいいかげんと言っては何ですが、それを見つくり出してやるようなものではないですね。ちゃんとやはり割り当てについて、これはいろいろな問題を、世間でも疑惑を持たれるのですよ。いままででさえそうなんです。たとえば砂糧の問題について、某砂糧会社にとりんと割り当てがあつたんで非常に大きくなつたとか、これが自民党の政治資金のあれになるのだとか、いろいろなりわさがある。そういううわさがある。これはうわさですけれども、これは外貨予算制度がなくなり、閣僚審議会がなくなつても、FA制がある。これが

どのくらい占めるか、まだかなりの部分を占めると思う。A F A 制なり、A F 制なり、これは全体の輸入の中でどのくらいの比率を占めるのか、またその手続について政令でどういう手続にするのか、これはきちんとやはりしておかなければいかぬと思う。

○政府委員(鈴木秀雄君) 現在の五十
二条では「外国為替計算の範囲内で最も
有利且つ有効な貨物の輸入を図るため」と
申しますのは、いわゆる輸入外割り
制というやり方をとつておる。すべて
資金を先に割当てて、その結果資金
を割当てた人が輸入できる。これは
いまIMFの八条によります經常取引
に対する支払の為替制限である。こ
ういふ解釈に立つわけでありませう。
それから、私は観点を變えて申します
と、今後はそういった資金の外貨で
もつて統制するのではなくて、本質的
には自動車や年間百台なら百台とい
うようなことで、數量を主としてもの
を考へて、それをそのワクの中でもつ
て輸入の制限をするということござい
まして、木村委員の仰せられましたよ
うに、外貨予算という總括的なものは
できないわけでございますが、一つの
品目についての輸入見込みというも
のは、通産大臣が主となりまして関
係大臣の協議のもとにきめる。その割
り当てる範囲で運用をしていく、こ
ういふことになるわけでございます。

○木村義八郎君 いいです。それは。
あまりこまかく質問すると、実際にま
た外貨割当て予算制度が残つてい
るような印象を与えたいけません
から、大体了解しました、その程度
で。

ただ、その次に伺いたいのは、外為
会計の資産の運用について若干お伺
いします。この運用の実態について、こ
とに三十九年度の運用の実態につい
ては、大体調査してわかつたんですけ
れども、そこで問題点を承りたいので
す。運用の収入の見込み額が三十九年度百
六十八億円。この運用はアメリカの下

ルの定期預金とか、あるいはアメリカ
の財務証券償還益とか、そういうもの
で平均利回りは三分八厘とかいうよう
に承つていますが、これに對して今度
は借入れ金のほうの支払いですね、
外貨を割当てるために円資金が必要であ
つて、その円資金の借入れ、これは外
為証券を発行するわけですが、三十九
年度二千五百九十三億、この利息が大
体五分八厘、そうなるこの場合逆さ
でやになる。アメリカには定期預金ある
いは財務証券の運用利回りを三分八厘
で預けておいて、そうして外為会計が
外貨を買う場合日銀から外為資金を借
りる場合は五分八厘で借りている。そ
うしますと、その利息が約百五十億、
ほとんどまあとんのような状態であ
ります。これをカバーしているのはイン
ベントリ、前にインベントリ・ファ
イナンスをやりましたが、国民から税
金を取つて、それが外為会計に入つて
いるわけですが、それが国庫金給金、そ
れからなつてゐる。これは大体わか
つていた。

ところで、問題なのは、大蔵大臣も
よく御承知のように、インベントリ
の取りぐずしの問題がしつちゅう起
こる。インベントリは大体千億ちよつ
とこえたくらいあるといわれてゐる。
これは赤字になるでしょう。たいへん
な赤字になると思うのですよ、なりま
せんかね。だから、その問題との関連
です。こつちの逆さの運用をして
いていいのか、それが一つと、アメリ
カの銀行に三分八厘で貸しておりなが
ら、日本の銀行はまたアメリカの銀行
から借りてゐる。それは三分八厘以上
だと思ふ、借り入れは。そうします

と、われわれしつちゅうから考えます
と、日本のドル資金をアメリカに三分
八厘で貸してやつて、日本の銀行が自
分が三分八厘で貸したものを、またそ
れをこつちでそれ以上の金利で借り
ると、こつちの關係が出てくるんじや
ないか。この点について、前に総理大臣
にも質問したときに、この点は十分検
討しなければならぬといふので、改善
をする必要があるといふことを言われ
ておつた、前に。前に赤字が出たこと
がある。外為会計は赤字が出たことが
ある。それを赤字が出たときに、なぜ
赤字が出たかとかよく質問したら、こ
ういふ問題が明らかになつた。これは
何か非常に、ぼくは、普通の人が見た
ら割り切れない運用のしかたじゃな
いと思ふのですが、どうなんですか、
この点は。

○國務大臣(田中角榮君) 専門家で
ある木村先生が言われるのだから、十分
検討いたしますが、検討しまして、
なかなかいい知恵が出ないわけであ
ります。こつちの會計といふのは、大体
こつちの性格を持つておるということ
であります。これはもう輪廻でも、輪
出振興のためになると思へば、どうし
ても一般會計から繰り入れなければ低
利なものがないか出ないかといふこと
と同じことで、外貨など一必要なの
かどうかといふ問題までさかのぼつて
議論しなければならぬわけでありま
す。金にしておく場合はどうかとい
ふと、金は国際金水準が上れば別であ
りますが、そうでなければ利息はつか
りません。いま、ちやうど日本国内で歩
み、両建てといふような、いろいろな
議論がありますけれども、財務証券を
持つたり、預金をしたりすることに

よつて、国際金融市場においては非常
に日本の信用が上昇しておるものであ
りますから、この外為會計だけの運用利
回りだけでは、やはり外貨の持つ
困の利益といふことも計算に入れなけ
ればならないわけでありまして、非常
にむずかしい問題だと思ひます。しか
し、総理も御発言になつておるわけ
でありますから、何かこれ、いい、外為
計はかくあるべしといふような御議論
がもしあれば、十分尊重しながら、で
きるだけ検討したいと思ひます。

○木村義八郎君 すいぶんもう前なん
ですよ。

○國務大臣(田中角榮君) むずかしい
のです、實際。

○木村義八郎君 二、三年前のことな
んですから、もう検討されていなければ
ならないと思ふのですけれども、あ
まり基本的なものになると、私もし
うとですからわからせませんけれども、
とにかく常識から考へておかし
いと思ふ、どうも。国民が納得いくよ
うな形に直す必要があるのではないか。
んなにアメリカさんにたくさんドルを
預けていながら、こんなアメリカに
ひどい仕打ち、中には利子平衡税をや
られる。それは大蔵大臣、すいぶん心
外じゃありませんか。こつちの問題も
経済會議で持ち出して、あなたこれ
も利子平衡税かけるのですか、こんな
にあなたのはうに有利になつてゐる
じゃないかと言ふ必要もあると思ふの
ですけれども、時間もございませんか
ら、もう一つ低開國に對する援助の
問題をOECDと関連して質問したい
のですが、野々山さんがあと質問され
ることになつておりますから、私はま
たこの点について質問する機会もある
と思ひますので、私の質問はこれで終
わります。

○野々山一三君 時間がないので、大
づかみな話を伺いたい。この間OECD
問題についてわが党の岡田宗司氏が本
會議で質問をいたした際に、総理大臣
は非常に簡単な言い方をしておるの
で、あなたにききようはその中身につ
いて伺いたい。それは、私が申し上げ
たいのは、いわゆる經濟開放体制とい
うものを進め、自由化が進み、OECD
加盟をしていくならば、総理の答弁に
よれば、今後日本がOECDへ加盟い
たしまして、經濟がだんだん上昇して
いくならば、問題のILO条約二十六
号の最低賃金に關する条約というよ
うなものも批准できるのです、こつち
ふりに言つてゐる。私が指摘したいの
は、日本經濟の高度成長といふもの
は、大ざっぱにいって三つの要因に基
づいてささげられてゐる。一つは、何
といつても大資本に對する特別な保護
措置、金融・税制・財政上の保護措置、
こつちのものが高度成長の一つの柱に
なつてゐる。もう一つは、こつちは悪
いのですけれども、極端なチープ・
レーバリーといふものにささげられて
ゐることは國際的にしつちゅう指摘さ
れてゐる。第三は、日本の産業構造の
一つのネックになつておるいわゆる中
小企業、ことに、しかも大企業に獨
占的に支配されてゐる、大企業のもと
における中小企業といふものによつて
ささげられてゐる。そこで、これから
に一步進んだ經濟の開放体制とい
うものを進めるといふのが政府の考
え方なわけです。その一環としてOECD
に加盟することができれば、問題に
なつておるILO条約二十六号、最低

賃金制という条約も自然に批准できる状態ができるのである、こう言われるのでありますから、前向きに言うならば、非常に大きな期待を持っていいのじゃないか。一体その総理が言うOECD加盟が、即、日本経済を上昇させて、これほど問題になつてゐるILOの二十六号条約というものを批准可能なならしめるような経済体制はどこにできてくるのか、どういふ具体的な効果があらわれてくるか、OECDに加盟することによって、という質問であります。

で、いま木村先生の質問にあなただけ答へになつて、都合の悪いことは、何も日本はそれによつて拘束されるはずはないと言ふけれども、はずがない日本のOECD加盟という、そのOECDに加盟することによつてこれほど政府がどうして批准できるのか。そこまでの道程を経済関係としてのあなたの答へをお願いしたい。これは非常に大きな問題ですから、あなたの答へによつて私は別な機会に、総理直接にお答へになった問題ですから、総理の出席を求めて答へを聞きたい。これは決定的な日本の経済のネックになつております。そういう問題でありますから、そういう意味でひとつお答へを願いたい。

○国務大臣(田中角栄君) まあ総理大臣の御発言でありますから、総理大臣からお答へをいただくほうが一番誤りがないと思ひますが、私が推測してみますと、まあ総理大臣も——ILO八十七号条約に対してはいま御審議を願つておるわけでありまして、なお、その他の条項につきましても、批准を

するような事態が来ることを望ましいという考え方を持つておることは事実だと思ひます。そうなるには一体どうなるかという、日本の経済が非常に強くなつて、日本人自体がより合理的な、理想的な生活環境、労働環境その他にならなければだめでと、こういう前提に立つて御発言になつておると思ひます。

まあこれよりうんとよくなるにはどうするかという問題ですが、日本が鎖国経済をやつておつてはもう日本はもうにもならぬといふことは、明治初年を見ればすぐわかるわけでありまして、昭和二十年から二十五年までの時代を見れば、もう明らかであります。でありますから、日本のように原材料を持たない、ただ人の資源を持つだけの特長を有する、結局外国から原材料を入れて、これに日本人の知恵を加えて加工を加えて、これを逆に輸出する。それによつて外貨をかせいで、それが日本人自体の生活向上をささえておるというものは、これは百年の歴史が実に如実に物語つておるわけであり

でありますから、これからいよいよ八条国に移行する、こういうことになりまして、国内的にもいろいろな問題はありますけれども、大局的に見まして、結局日本の経常収支をどうしても黒字にさせなければならぬといふことになるわけでありまして、経常収支の黒字といふのは、一番大きな問題は、貿易を、輸出を大いにやらなければならぬ。輸出をやるにはどうするか。こつちだけは国内産業の保護があるので、君のほうからは入れられない、おれのほうのやつは全部自由に買入といふこ

とでは、これは輸出は伸びないわけでありまして、でありますから、戦後相当なテンポで輸出は伸びてきたが、これからは大いに伸びずには、やはり戦前の自由貿易という状態でもつて対処しなければならぬ。しかも、いろいろな国々との間には、そのような鎖国経済をやつていきましたので、対日差別待遇という問題があるわけでありまして、でありますから、どうしても対日差別待遇を撤回させなくちゃいけない。

いま、ガット三十五条の援用の撤回に関する交渉が続けております。おりますが、これも一つずつございまして、二国間交渉をやつておると、何年たつても片づかない問題があります。過去十年間、一國とやつても片づかない。そういう問題がどういふふう片づかないか、IMFとか、OECDとか、そういうところでも会議をやつておるうちに、非常に先進工業国が主になつてこれらのいろいろな国際経済社会に対するいろいろな問題を討議をします。その中で、話がつけば、一國でもつて十年もかかつてゐるものが、ばたばたと話がつく。もう一つは、国際流動性の問題、円に対する問題、そしてまた外貨危機等の問題もあるでせう、長い問題では、そういうような問題に対して、これからはややお互い国際的に連帯思想に基づいてやつていかなきゃ、もうより大きな進展は望めない。こういう事態に立つておるところでは何びとも異論がないところでありまして、でありますから、国際連合に加盟し、IMFに加盟し、ICFTUに加盟し、あらゆる方面をやることに

日本のために合理的だ、こういうことも考へておるわけでありまして、しかし、対米貿易だけではどうにもならぬから、ヨーロッパとやれ。低開発国に対してはいろいろなことをやつておりますが、いままう外貨が入つてくるわけはない。そうすると、結局先進国同士の貿易。このごろ急にふえておりますが、どうしてもヨーロッパとの貿易をやする。また、ヨーロッパはかつていろいろな国々を支配しておりましたから、それらの未開発、低開発諸国との間にもつながりがある。

そういう意味で、OECDに加盟をするといふことが、いかに日本の輸出振興、経済復興に対して威力があるものかといふことを、ひとつ御理解願わりたい。

○野々山一三君 これはどうも始めたらとたんにやめろといふことで、次に機会を持つてくれるならいいが、ただ、もう一つだけ言つておきますが、いま私の質問は一般的に言つたけれども、具体的なものについて聞いておるのは、総理は、OECDに加盟することに、ILO条約二十六号が批准されるようになりまして言つた。これは抽象論ではないので、具体的なことについて、あなたがだめなら、前に労働次官をやつていた斎藤さんがおるから、斎藤さんから答へるようにしてもらいたい。

それから、もう一つのこと、この一九五九年にICFTUの世界大会の経済社会問題委員会では、日本の、このたえばILO条約二十六号あるいは八十七号、こういうものが批准されない状態がこれ以上続くならば、ICFTUとしては、世界の労働者に

対して、ボイコットをするということを決議してゐる。これは斎藤さんが次官の時代であるから、斎藤さんがよく知つてゐる。それに加えて、昨年七月にICFTUの書記長のベクー発言といふものは、それをさらに前向きにICFTUの意思として、日本がOECDに加盟するにあつた態度を表明したわけですが、先ほど来の木村先生の質問にあなただけ答へになつてゐる言ひ方は、加盟にあつたてはいろいろ条件をつけられておるのでもう少し、しかし、というわけですが、世界じゅうの労働者を代表する者がそういう発言をしてゐる。そこへもつてきて、この間大平外務大臣が、八十七号の批准がおくれるという事態は日本が経済的に国際社会において完全に孤立すること、国際信用を失墜することである、こういうふうにも明言したのである。このこととOECD加盟といふものは非常に結びついた問題で、重大な問題だと私は思ふ。それに対して、いまの前の問題は非常に熱心に答へてくれたが、抽象的な希望の側面を述べたにすぎない。総理の意見は非常に具体的な答へです。これと結びつけてひとつあなたの考え方を聞きたい。

○国務大臣(田中角栄君) 総理大臣の発言でありますから、私が答へをするとはどういふことを先ほど申し上げたわけでありまして、総理大臣は少し舌足らずであつたと思ひます。その間にOECD加盟等によつてだんだん日本の国力が上つてきて、そしてILOの諸条約もぜひひとつ批准できるようにという前向きの立場を申し述べたと思ひますので、その間の事情はひとつ御了解願わりたいと思ひま

す。なお、専門的な問題は、斎藤政務次官がおりますから、お答えいたさせます。

○委員長(新谷實三郎君) 野々山委員に申し上げますが、大蔵大臣に対するあなたの御質問は、次の大蔵大臣の御出席のときにさらに御質問を願いたいと思うのです。いま予算委員会から呼んできておられますので、大体、お約束の時間になりますので、大蔵大臣は予算委員会のほうにお歸り願うことを御了承願いたいと思います。

○野々山一三君 委員長がおっしゃったことは、この法案が上がるまでに、さらにそういう機会を与えるというふうに私は了解しておきたいのですが。

○委員長(新谷實三郎君) そういうふうにおとりくださってけっこうです。ちよつと速記をとめて。

〔午後三時二十四分速記中止〕

〔午後三時四十一分速記開始〕

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始めてください。

農林大臣がお見えになりましたので、農林大臣に対する御質問を願います。

○木村義八郎君 農林大臣も御承知のように、IMF十四条国から八条国へ移行するわけでして、いわゆる本格的な自由化の段階に入ったということになる。その場合に、いろいろ広範に影響が出てくると思うのですが、二月の十四日に本会議で私が質問したときに、この自由化ないしはOECD等に加盟して開放経済体制に移行していくのだが、いままで昭和三十五年ごろからなしくずし的にずっと自由化をやってきているのであるから、一挙にせきをこころはずすように、影響が突然変

異的に起こってくるものではない、たしかに影響はないということ、総理も、通産大臣も、労働大臣も、大蔵大臣も一様に述べておられる。しかし、私は、そんな簡単なものではないのだ。農林大臣は御承知のように、最初は日本の海外依存度の大きい原料品なんかの輸入自由化、これを最初やってきました。これは日本にとってプラスです。その後製鉄段階での鉄鋼等海外競争力のあるものをどんどん自由化して、最後に九二・二%まで自由化し、百八十二品目残っているわけです。しかし、これから自由化するものについては、日本経済にとって非常に大きな影響のあるものが多いわけです。特にその中で農産物についてはかなり影響が大きいのではないかと。

農産物の非自由化品目、従来からウエーバーというのがある、フランスが七十から八十品目ぐらいの農産物の非自由化品目があると聞いております。イタリヤが十七、イギリスが二十ないし三十、西独が四十七、これは新聞で見たのですから正確じゃないかと思ひますが、間違つていたら御訂正願いたいと思います。

そこで、どうも農林省は、諸外国が農産物についてはかなり多くの非自由化品目を温存している、日本の場合もそうしたい影響がないのではありませんか、かなりウエーバー等で認められるのじゃないかと、こういうふうにあるのじゃないかと、こういうふうにあるのじゃないかと、今後どの程度ガットに残存輸入品目として農産物については提出しておるのか、そうしてどういう段取りで自由化をされていか

れるのか、どういう影響があるのか。この間の本会議、二月十四日の本会議の質問はたった十五分ですから、じゅうぶんな質問ができなかつたのです。が、そういう点等についてまずお伺いいたしたいのです。

○国務大臣(赤城宗徳君) 確かにいまお話のように、農産物の非自由化品目というものが米麦を除いて七十三ほどございます。そしてまた七十三の品目が、いまのお話のように、いままでのような原料品と違って、国際的に競争場裏に立つ品目が多くだんだんなつてきております。でありますので、農産物の自由化につきましては、先ごろ本会議で申し上げましたように、相当慎重に取り扱わなくてはならない、こう思つておるわけでございますが、ガットの会議などでもなかなかウエーバーを取りつけないということが困難な面があると思ひます。しかし、いまお話しのように、諸外国でも残存輸入制限として残しておる農産物品目が相当あるのをごさいます。私もさういふし、ガットのたてまえから輸入制限を行なうことは本来できないのでございまして、いま諸外国、先進国等におきましても残存輸入制限が行なわれておる実情でございまして、農産物につきましても、各国の要請によつて残存輸入制限に関する協議、二十三条でございまして、二十二条ですか、二十二条の協議を行なつていきたい。その協議の過程におきまして、日本の農業の実態、ことに日本の農産物が国際的に見ますならば相当コスト高になつておるわけでありま

す。自由競争裏にさらされることは、非常にまあ農山漁業にとつて苦しいこととに迫り込まれる傾向が相当進んできて、協議をしていきたい、こう思つております。

その品目のうちで、米麦等でございますが、これは御承知のように、国家貿易として取り扱われておりますので、残存輸入制限品目には該当しない、こういうふうには私も理解しております。これも各国の協議となし得る場合もありましようけれども、その場合におきましても、米麦に関しては、日本としては需給算定によつて輸入を行なつておるので、特に制限的に輸入を行なつていない旨をよく納得させ、こういうふうには思つております。

その他の品目等につきましても、この間申し上げましたように、国内的には関税定率の面、あるいはまた財政的な面の裏づけといひますが、そういうものをやうな品目は、消費者物価対策からいろいろビツクアップして、これはどうだろう、あれはどうだろうといふふうな協議を受けておるわけでございまして、全体としてのどういふ段取りでいくかといふことは、まだ熟慮まつておりません。ただ、大きい問題は、米麦とかあるいは酪農製品、でん粉、こういうものの自由化は、これは相当困難である、これはちよつと手をつけるべきものじゃない、こういう方針はきめておりますが、その他こまかい品目等につきましては、消費者物価対策からいろいろこの品目を自由化したらどうかという協議を経済企画庁やなかから受けております。全体として、まだ順序だとかさういふものについてのスケジュールといひますが、プランはまだ熟慮まつておりません。

○国務大臣(赤城宗徳君) 米麦を除いて七十三品目になつています、残存自由化品目。

○木村義八郎君 それは全体の百八十二残存輸入品目がある、そのうち農産品が七十三、そういうことですね。

○国務大臣(赤城宗徳君) さうでございます。

○木村義八郎君 これは新聞で見たんですが、農林省は、開放経済への移行に伴う農林水産物の自由化に対するプログラムを作成して、大体三月末までに最終案をまとめて、経済企画庁とか通産だとか、関係各省庁と意見を進めたい意向だ、こういうことが伝えられて、その基本構想というのが新聞に出てきているのですが、そういう段取りになつてはいるのですか。

○国務大臣(赤城宗徳君) いま自由化をやろうという品目は、消費者物価対策からいろいろビツクアップして、これはどうだろう、あれはどうだろうといふふうな協議を受けておるわけでございまして、全体としてのどういふ段取りでいくかといふことは、まだ熟慮まつておりません。ただ、大きい問題は、米麦とかあるいは酪農製品、でん粉、こういうものの自由化は、これは相当困難である、これはちよつと手をつけるべきものじゃない、こういう方針はきめておりますが、その他こまかい品目等につきましては、消費者物価対策からいろいろこの品目を自由化したらどうかという協議を経済企画庁やなかから受けております。全体として、まだ順序だとかさういふものについてのスケジュールといひますが、プランはまだ熟慮まつておりません。

○木村義八郎君 そうしますと、七十六品目というのは、ガットに対する残存輸入制限品目の中に入つていないわけですか、自由化計画としてそれを除外しているわけですか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 米麦を除いて七十三品目になつています、残存自由化品目。

○木村義八郎君 それは全体の百八十二残存輸入品目がある、そのうち農産品が七十三、そういうことですね。

○国務大臣(赤城宗徳君) さうでございます。

○木村義八郎君 これは新聞で見たんですが、農林省は、開放経済への移行に伴う農林水産物の自由化に対するプログラムを作成して、大体三月末までに最終案をまとめて、経済企画庁とか通産だとか、関係各省庁と意見を進めたい意向だ、こういうことが伝えられて、その基本構想というのが新聞に出てきているのですが、そういう段取りになつてはいるのですか。

○国務大臣(赤城宗徳君) いま自由化をやろうという品目は、消費者物価対策からいろいろビツクアップして、これはどうだろう、あれはどうだろうといふふうな協議を受けておるわけでございまして、全体としてのどういふ段取りでいくかといふことは、まだ熟慮まつておりません。ただ、大きい問題は、米麦とかあるいは酪農製品、でん粉、こういうものの自由化は、これは相当困難である、これはちよつと手をつけるべきものじゃない、こういう方針はきめておりますが、その他こまかい品目等につきましては、消費者物価対策からいろいろこの品目を自由化したらどうかという協議を経済企画庁やなかから受けております。全体として、まだ順序だとかさういふものについてのスケジュールといひますが、プランはまだ熟慮まつておりません。

○木村義八郎君 そうしますと、七十六品目というのは、ガットに対する残存輸入制限品目の中に入つていないわけですか、自由化計画としてそれを除外しているわけですか。

○木村義八郎君　そうですか。そうすると、新聞では大体の基本構想として四つのグループに分ける。それで一つは、ガットの規定によって自由化する義務を負わないもの、これは御承知のように、何条だかで国防上とか、それから専売のものとか、あるいは衛生上とか、そういうことでこれは自由化しなくてもいいというのがございますね。それと、それから自由化困難なもの、それから近い将来一、二年の間に自由化するものと、四月から自由化する、四つのグループに大体整理する、そういう基本構想を大体まとめた。もちろん、これが固まったように書いてないのですが、各省ともまだ意見調整をやるということは書いておるのですけれども、大体そういうような段取りで基本構想は進んでいるかどうか。

○国務大臣(赤城宗徳君)　いつか、いまお話しのように、日本経済でしたか、新聞に大きく取り上げられておったのを私も見ました。考えている面で、先ほど申し上げましたように、まだ煮詰まっていなくて、作業中でございますから結論が出ていないのでございませうけれども、その中で合っている面もあるし合っていない面も――事務当局などで調べますと、合っている面、合っていない面等があると、こういうことを言っています。しかし、そういう選定とかいろいろな分類等も、どういふふうにして分類していったらいいか、その分類のワケへどういふものを入れていったらいいか、そういう整理等も実はいま作業中でございます。作業中の問題として、合っている面もあるし合っていない面なども――

新聞記事で見ると非常に見通しのいい記者が書いたような点もあるように事務当局から私は聞いております。

○木村義八郎君　しかし、すでに農産品で自由化されたもの、バナナとか、それから干しブドウですか、ああいうものによってかなり農家に影響を与えている。たとえばリンゴとか、それから山梨のブドウとか、われわれしょっちゅう聞くわけですよ。それから、最近伝えられるところによりますと、アメリカの何かフルーツ会社が日本で見本の展覧会ですかを開かれる。私はしろうとですからそういう専門の人から聞いたのですが、ことにジュースなんかで、ジュースはまだ自由化されていらないようですが、アメリカの場合は本からすぐとった新鮮なくだものをジュースにするので、非常に日本の場合より値段も安いし味もいい。日本の場合は、大体ミカンならミカンの悪くなつたようなものをジュースにする、だから、いいものは、新鮮なものはミカンのまま市場へ出していくというところで、もしジュースが自由化されるならば、かなり大きな影響があるだろう。それから、いろいろなフルーツについても、もしそういうアメリカのフルーツ会社がそういうものを持つてくることになったら、すでにバナナとかあるいは干しブドウ等によって影響を受けているのですから、選択的拡大等いろいろな農業構造改進黨をやっておりますけれども、非常に影響が大きいと見られるのですが、そういう点についてはどういふふうにお考えになっておりますか。

○国務大臣(赤城宗徳君)　確かにバナナ等がリンゴの価格に影響していると、いうことをいわれておりますので、あえて否定しようとは思いませんけれども、これは一面非常にリンゴのほうが増産があつたというウエートのほうが大きいと思うのですが、一四〇％くらいの増産でございますから、そういう影響のほうが大いといふ私は見ています。それから、どうしても自由化した当時は、せきを切つたように一時入りと入ります。バナナ等も相当一時入りしましたが、戦前に比較しますと、戦前ほどには入っていないように統計上出ておりますが、やつぱりいまだのところから頭打ちでないかというふうに思っておりますが、影響が必ずしもないとは申し上げられないと思ひます。あるいはまた干しブドウ等につきましても、これを醸造用に使つて、こういう面などもありまして、そういう面からの抗議といひますか、来ておりますので、そういう面におきましての対策といひますか、行政的な指導等もいたしまして、現にブドウ等の栽培農家に影響をいく少くなくするようにつとめております。あるいはまた、生産面等につきましても、指導等もいたしておるわけでありまして、全然影響ないとは申しませんが、いままでのところは、財政的な措置とかあるいは関税率の関係等で調整しながら、幾分影響を多く受けたもの、少ないもの等はあるといひました。でも、対策を講じてまいつてきたわけでございます。それからもう一つ、意味におきまして、農産物の自由化は私は慎重に扱ふべきものだといふ原則に立つてはかか關係筋とも協議をいたしておるのでございますが、同時に、自由化する場合には措置と並行してやらなければならぬ、こういう方針で

進めておるのであります。同時にまた、生産性の向上といひますか、そういう面も農政として進めていきたい、こういう措置とにらみ合わせながら自由化をする場合にはしていくといふ、こういうような方針で進めておる次第でございます。

○木村義八郎君　この低開発国の第一次産品につきまして、今後特に米麦なんかは非常に影響があると思うのですけれども、そういうことを低開発国から要求される可能性があるのかどうか。これは非常に今後重要な問題ではないか。ガットの段階でも、国連の段階でも、そういうことが問題になつておるようではございますが、こういう点についてはどういふふうな、これはかなり将来の問題でしようけれども、お考えになり、対処しようとしておられるのか。

○国務大臣(赤城宗徳君)　低開発国等からわが国に輸出する品目につきまして、いろいろ要請がございします。米麦等にはありませんけれども、一次産品としてコーヒーとか、ココア、茶、バナナ、油脂及びその原料、熱帯産の木材、こういう熱帯産品が中心として、後進国が関税、消費税とかあるいは数量を多く入れろ、こういう要請を受けておりますが、これは非常にこれから問題となると思ひますが、ガットにおきましても、ガットの第三委員会でございますかにおきまして、こういう問題を全般的に検討されております。後進国として国際貿易の拡大をはかるため、ガット等にも実行計画を提出して、昨年ですか、大臣会議がありましたときに、そういう問題につきまして一つの合意に達している面がございします。これによりますと、熱帯産品については早急に無税輸入を実現すべきこととされておりますけれども、わが国の場合、紅茶、バナナ、油脂等に問題が残されております。また、ガットばかりでなく、近く国連の貿易開発会議が開かれますが、そこにおきましても、後進国貿易の問題が広く取り上げられる、こういう予想でございます。

非常に注目をしていただいておりますが、この後進国、低開発国の一次産品貿易拡大の要請に対しまして、わが国といたしましては、これら諸国の現状とわが国の置かれておる国際環境を考慮すれば、できるだけ前向きな姿勢で解決に努力する必要があるものとは考えられますけれども、低開発国の輸出する一次産品の中にはわが国農産物と競合するものがありますので、農林省といたしましては、できるだけ悪影響を生ぜしめないよう対処していく用意を持ちながら検討を進めておる次第でございます。

○木村義八郎君　政府の農業基本法に基づいて農業構造改進黨といふのは、一つの大きなねらいは、やはり自由化体制あるいは開放経済体制における農業の安定、農業について海外との競争力を強めていく、そういうことが一つの大きなねらいになっていると思ひますが、そうでございますか。

○国務大臣(赤城宗徳君)　確かにそうでございます。二つの点があろうと思ひます。農業と他産業との生産性の格差、所得の格差をなくしていくといふ意味におきまして、構造改進黨によつて体質を改善していく。もう一つは、いまのように国際市場にはり出される

日本の農産物は、いまのままであればコスト高で競争力にたえ得ない。それがだんだん自由化して農産物が入ってくるということになるという、そういう生産がつぶれていく。こういうことになりまうので、体質を改善していくその一つの方法として、農業構造改善を推し進めていく。おっしゃるとおりでございます。

○木村福八郎君 これに対して池田総理が前にも、総選挙のときも言われましたが、これまでの高度経済成長政策は大企業に偏して農業なり中小企業を立ちおくれさせた、また農業と他産業との格差も非常に拡大してしまつた、そこでこれから革命的な、画期的な近代化、合理化をする、そういうことを言われた。そうしてその趣旨は、どうもその後国会等で質疑を通じて説明されたところでは、やはり物価対策の一つとして、立ちおくれた中小企業あるいは農業の生産性を高めることによつてコストを下げて低物価政策の一環としていく、こういう構想に立っているように見えるのです。総理の考え方は、そつちのほうにかなりウエイトがあるようにわれわれは受け取っているわけです。物価対策の一つとして、立ちおくれた農業の生産性を高めることによつて農産物の価格を下げる。全体の物価対策の有力な一翼にしていく。その場合、どうも池田総理の言われている革命的な近代化、合理化ということとは、全体の中小企業あるいは農業について生産性を高めていく、こういうふうに受け取られるわけです。そうすると、たとへば予算のつけ方にしましても、三十一年度の一般会計予算あるいは財政投融资等を見まして、

それにしてもあまりに少な過ぎるじゃないかという批判があるわけです。予算の〇・七割ぐらいですかね、この農業近代化のための予算は。七十億ぐらいいふえましたけれども、〇・七割程度。そういう批判があるわけですよ。この点がぼくは、先ほど農林大臣が言われた農業構造改善事業のねらいは、格差をなくすることが一つ、もう一つは自由化に対処するための合理化、近代化。これは再編成ですよ、農業の。そつちのほうに重点を、ウエイトを置いて農林当局は考えられているんじゃないかと思うのです。ですから、そういう観点からすると、この予算については、かなり重点的にこの予算をつけるということになると思うのです。ところが、池田総理のどうも考えが、もつと全体的に物価対策の一つとして農業の生産性を高めるという考え方だと、かなり総花的に、一般的にこの農業の生産性を高めるのだ。だから、予算ももつとより多くなければならないような感じがするのです。ところが、実際は革命的といわれるほどの予算はついていない。もちろん、これは総理は、すぐにやるわけじゃないで、かなり長期的に段階を経てやるのだからという御答弁だつたけれども、しかし、その底にはやはり食い違いがあるのじゃないかと思うのです。どうも私は、農林当局の考えておられるのは、格差解消と、それから自由化に対処するための農業の再編成ということが重点になつていふように思うのですが、その点はどうも総理の言われる考え、これは中小企業についても同じだと思ふのです。農業だけでなく、だから、これはまた通産省の人に

ひとつ聞いてみなければなりません。が、中小企業については中小企業基本法によるやはり自由化に対処するための合理化、近代化というところに重点が置かれていふと思うのです。農業のほうもやはり自由化に対処するための革命的近代化、合理化というののも一つの大きなウエイトになつていふ。この点はまあ微妙なところですけれども、ウエイトの置き方ですね。ニュアンスの違いというのですか、しかしそれは、予算なんかをつける場合には、非常に違いが出てくると思うのです。そういう点、ひとつ伺つておきたいのですがね。

○国務大臣(赤城宗徳君) 少し、総理のほうに低物価というよりな観点だとすれば、私のほうとニュアンスが違ふのでございませう。私のほうとしては、いまの他産業、あるいは国際的な自由化、こういう問題に対処して体質を改善していかなければならぬ。いままで戦後、まあ私どものほうからいへば、農村の犠牲とはいへませんが、農村の基礎の上に立つて日本の経済は成長してきた。もちろん、それは為替、貿易等のことによりますけれども、それから日本の食糧が安定した、それから日本の食糧の輸入というものが少なくなつた、こういうところから工業方面の機械の輸入とか、そういう方面の金も回つてきて、そしてこの経済が成長したのだから——成長した。今度は、農村は国際的な波の中に投げ込まれたが、国際競争力が弱い。しかし、その波に入らなければならぬ。そういうことになれば、どうしても農山漁村の体質を強化していくと、こういう

ことにならなければならぬというような基本的な考え方ではございませう。でございませうので、予算のつけ方等につきましては、私のほうにいたしましては、近代化、まあ機械を使つて——人も少なくなつてきておるのだから、機械も相当使つていかなきゃ農民の重労働からの解放もできないではないか。あるいは、選択的な拡大というよりなことが、収入の面におきましても、米麦ばかりでなくほかの収入も得ないと、終始継続的に収入が得られない。一年に一回だけの収入というよりなことは、これは困るじゃないかというよりなことで、選択的拡大という方向に行くと、選択的拡大という方向へ行くのについても、基礎がそれだけに整つていないじゃないか。たとえば機械化するだけの、土地がよく集約化しておつたり、広がつておらないじゃないか。あるいは畜産を進める場合の、草地の造成だとかが非常におくれているじゃないか。だから、基礎のほうに予算を相当つけないと、なかなかというところで、補助の整理、その他土地改良等で七百八十億くらいいしようか、それくらいの金をつけていく。

それからまた、いまお話がありました構造改善、こういうのも四百地区指定することになつておりますが、これにつきましても、いろいろ直さなければならぬ面もございませうし、いままでやつておつて、こういう点を改めろという要望等にも応じなければならぬ。が、これにも予算あるいは単独融資のワケをふやしていく。同時にまた、今度は流通価格対策で、一般の低物価ということも考えなければならぬ。

生産性向上もしなければならぬと同時に、やはり価格支持対策というものをしてもやけませんと、自由化に對して、価格対策もそういう面でもひとつ実はやつていかなければならぬ。また、金融面で、財政、予算だけではなく、金融面を拡大してやつていかなければならぬということで、実は私のほうにいたしましては、いまお話しのようないかなる農業ということに對しての体質を改善していく。そういう面に予算も、いままでの土地改良を質的に改善する、そういう方面へ向くよりな、そういうことがやつていけるよりな土地改良とか、こういうところに入力を入れる。こういうことで予算を、いま御審議願つていふ予算などもそういう考え方で予算をつけていく。そういう方針でやつてきた次第でございませう。

○木村福八郎君 私は農業のほうに専門じゃないのですけれども、専門の人に聞きますと、農業構造改善事業は、その後実施に移してみると、なかなか方針どおりにはいかぬと。特にこれは予算委員会等でも問題になりましたが、離農したりあるいは脱農ですか、土地を手放す人が少ない。これは非常に問題だと思ふのですけれども、結局土地を手放して都市にかせぎに行く場合に、たとえばはつきり、工場に行つた場合なら本工として雇われるなり、生活の保障が十分でない。ないから、おやじさんは働いて、食いぶちぐらひは奥さんが、あるいはおじいちゃんとかおばあちゃんにやらせている。これは刈谷市ですか、愛知県の豊田を中心に、前に調査された方から伺つた

のですが、これは近藤康男先生から前にお聞きしたことがある。あそこがい例だ。あの辺では豊田に農家の人がずつと働きに来るけれども、本工として雇われる人は非常に少ないのだそうですね。そして臨時工とか社外工とか、そういう形ですから、十分な所得がない。どうしても奥さんに土地を耕させる、あるいはおじいさん、おばあさんというように、なかなか土地を手放さない。

そういう状態であるから、二町五反の農業だけでやっていく自立農家を百万戸育成することは、なかなか非常に困難ではないか。きょうの予算委員会、羽生氏も質問されましたが、そういうことがあって、政府では大体土地改良のほうに重点を今後移しつつあるのじゃないか、こういうことをいわれているのですが、その点はどうなんですか。

○国務大臣(赤城宗徳君) いまのお話のような状態で、なかなか経営面積の拡大ということが困難でございます。御承知のように、兼業農家、いまのようにおやじさんが工場で働いて、奥さんが農業をやっていくということでない、暮らしてもよくやっていけない。でありますので、これは二つの面を考へなければならぬと思うのですが、一つの面は、やはりいまの臨時工みたいな雇用の安定がないものですから、どうしても土地を放すわけにはいかない、こういう面がございます。ですから、雇用の面が非常に安定化していけば、そのほうだけで専念するという人が相当出てくると思います。それからもう一つは、農業を振り切れないといえますか、やはり農業に戻りたいとい

う考えでやっているものもございいます。そういう人々に対しては、やはり協同化といえますか、共同作業等によりましてやっていくように指導してまいりますか、それができるような裏づけをしてやりたい、こう考えております。

それから、一方において、もう一つは、いまの二町五反という目標を持っているのでございませうけれども、二町五反層はある程度ふえております。ふえておりますけれども、なかなか二町五反の層が四十五年までに百万戸できるといことは非常にむずかしい段階だと思ひます。もちろん、農地法なども御承知のように改正いたしましたので、自分でやるならば、前には面積の制限がありました、しかし、制限をもう撤廃して、どれだけでも取得してもいい、どれだけ経営してもよろしいという等には道は開きました、現実にはその方面に進んでおりません。取得資金なども相当出しておるのでございすけれども、手放す人が少ない、こういうことでございすので、思うような面に進んでおりません。進んでおりませんが、やはり実態としては、経営面積が多い、こういうもののほうがいわゆる近代化もできますし、所得もいいというふうなことになると思います。

そこで、土地改良という問題でございすが、土地改良に重点を置くといいますが、私は、先ほど申し上げましたように、土地改良そのものが、経営面積などが広がるように、あるいは選択的拡大といってやっている畜産等に自給飼料などが調達できるような草地造成をする方向を農家の経営の拡大の

方向に向けていく。ですから、土地改良法なども御審議を願うことになっておりますが、従来、国営の土地改良等おきましては、たとえばかんがい排水で、用排水の大きい面だけをやる、その下をまた県営でやる、団体営で区画整理をやるというふうなことで、上から下まで一貫しておりません。今度の土地改良法などでは、一貫させるように、すなわち区画整理、換地処分までやるということになれば、土地改良区におきまして経営面積の拡大ということも、土地改良に伴ってできることでもあります、また、集団化する、換地処分するときにとりまてめてやっているのでございすので、土地改良に力を入れておきますが、土地改良に力を入れていくことも、実は構造改善的な体質改善といえますか、そういう方向へ、よく近代化近代化といっておりますが、近代化がされるような方向への土地改良の重点化といえますか、そういう面を考へて土地改良も進めたい、こういうふうな思つておるわけでございます。

○木村義八郎君 これは社会主義國でも、農林大臣御承知のように、重化学工業を急速に進めると、必ず農業の問題が立ちおくれ問題になる。かなり計画的にやっている社会主義國でさえそうなんです。日本の場合に、しろうと考へなんですか、高度経済成長政策で重化学工業に非常に重点を置いてやりましたね。そのために農業とのバランスが非常に深まったと思ふんです。それで、これは将来私は非常に重大な問題を引き起こすのではないかと、こういうふうに思つてしようが

ないのです。ですから、もちろん、この高度成長政策が行き過ぎたから、今度は農業なり、中小企業、立ちおくれた方面に今度は革命的な近代化なり合理化をやるというふうな方向をここで調整するようになってはきていますけれどもね。しかし、その問題意識としてどの程度、ちょうど社会主義國が重化学工業を重視し過ぎる結果農業に隘路が必ず出てくると同じようなことが日本にも起こっているような気がするんです。そういう点、農林大臣のお感じですか、私はこれは重大な問題じゃないか。農業とのバランスを考へないで重化学工業のほうに独走したと思ふんですが、この調整というものは非常に長期にかかる、そういうやはり農林當局も問題意識をやはりお持ちにものちろんなっているんじゃないかと思ふんですけれども、ちよつとしろうと考へかもしませんが、どうもそういう感じがしてしやうがないのです。社会主義國さへそうなんです。

この自由原則のもとでやつてまいりますと、今後、農林大臣御承知のように、労働力につきましても、みんな若い人はどんだん都市へ出る。この間秋田へ行きましたが、ぼくは三ちゃん農業といふことを聞いていましたら、三ちゃん農業でないですね。おとうさん、おかあさんも出かせぎに行くといいですね。秋田の人口は毎月減っているんです。おじいさん・孫さん農業といふようなことを聞いたわけですよ。そういうことで、これはたいへんなことになってくるのではないかと、思ふんですが、そういう点についてどういふふうにお考えですか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 確かに、重化学工業に重点を置き過ぎて、この速度が速いという場合に、これと農業とのバランスがとれなくて、あるいは生産面等において非常に減収というか、減るという点が出てくると思ひます。いまの労働力の問題、もしくは、また一面においては、こういう機会に変貌する農村がよい方面に変貌するといふこともあらうと思ふのでございす。決して私は、そのいま言つた農業人口といふものを追い出すとか、首切りとかいふことは、これは考へるべきことではないと思ひますけれども、一〇％ぐらいの農業者でその国の食糧等をまかなつてゐる。こういうふうな状況になるのに、三十年とかあるいは五十年とか百年といふふうにかつてゐるのでございす。いまの日本の急速な農業就業人口の減といふものが、そういう面で近代化を進めるきつかけとなるという面もありすけれども、非常に農業が危殆に瀕するといふような面もあらうと思ひます。やはりそういう面を慎重に考へて、この変貌を何かいい方面に向けていかなくちゃならぬ、こういうふうな考へのもとに農政全体として進めておるわけでございますけれども、長年にわたつて諸外國で解決された問題を、あまり急速に解決するといふことになりましますという、それに対する何といひますか、傷といひますか、痛みといひますか、そういうものの傷の深さが出てくるというふうな考へてゐます。非常に慎重に、しかしまたこの変貌をいい面に引きずつていくといひますか、そういうことが必要である、こういうふうな考へております。

の上昇はないと思ひますが、四・二%という見込みもござりますが、いままでのような、六%、七%、八%、九%というような値上がりはないという見通しを持っておりまます。なお慎重な対策を講じなくちやならぬと思つておりまますけれども、そういう見通しを持っておりまます。

○木村福八郎君　いま豚肉が非常に下がった、この一連の農産物の値下がりが、単なる季節的なものではなくて、原因よくおわかりにならぬというお話でしたが、かなり長期的なものとして見ていいのか、その原因等を。これは非常に重要だと思ひますよ。いまそ

いう長期的に安定傾向にいはば、なるほど消費者物価値上りの問題も、これはまたわれわれ取り上げる場合角度が非常に違ってくるわけですね。もつと上がるのではないかというような予想をしておいたわけですね、われわれ。ところが、いまのお話ですと、むしろ下がるものをどうして安定させるかという、これは豚肉だけですけれども、いまのお話ではかなり長期的な要因に基づいてそうなっているのだとしますと、これは作物等についてはいま作付が減るといふ問題もございませうが、かなり長期的な要因に基づくものとなれば、われわれもやはり考え方を少し変えて見なければならぬと思えます。その点、もしおわかりになったら、その原因等についてお聞きしたいのです。

○国務大臣(赤城宗徳君) ちよつと、ここに資料があるのですが、去年の十二月には芝浦で四百六十九円だったものがいま三百十円です。大宮で四百七十一円だったものが二百七十五円、浜横で四百八十円だったものが二百七十五円。この下がつてきた原因というものは、はつきりわからぬと申し上げたのでございませうが、どうも消費者のほうであまり高かったので消費を差し控えたといひますか、こういうこともどうも原因じゃないかというわけですね、いまのは卸価格でございませうが、措置といたしましては、小売り価格が下がつていまま業界を呼んで小売り価格を卸価格に

準じて引き下げろというふうに指導しておるわけでありませう。

今度は出荷のほうの地元のほうの調整であります。都道府県とか生産者団体を通じまして、適期出荷の指導を徹底させて売り急ぎを防止するようにこれはしていきたい、こういうふうに考えております。それから、さつきちよつとお話し申し上げました輸入豚が三千七百トンばかりあったのですが、これを放出したらなお今度最低価格割つてしまふので、実は輸入したまままで持ちこたえておつたのですが、なお自主的調整で保管期間を四月末まで延ばさなければならぬ、実は下がつたほうの今度は対策を講じておるわけなんです。ございませうけれども、今度の予算等におきまして、豚等について、子豚の価格ですが、下がるという場合には子豚はずつと下がる。上がるというときは、子豚が親豚よりもより以上上がったとして、こういう投機的な傾向があります。それから、豚の値がよかつたから、子豚を相当づつしておる、こういう現状もございませう。でありますので、子豚の安定資金というふうなものも今度は設けることに予算に計上してあるんでございませうが、非常にむずかしいことではございませう。全体としては、私は、豚の価格はこういうふうな下がつておると思いますが、まあ戻したとしても、全体としては下がつるといひますか、非常に高かつたときまでにはいふことはない、こういうふうに見ております。

○木村義八郎君 卸だけですか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 卸だけです。小売り価格の引き下げを指導していかなくちゃならぬと思ひましていま業界を呼んで小売り価格を卸価格に

○成瀬清治君 大臣、お聞きしてあります、非常に苦慮されておるよう

だ。しかし、逆にいえば対策が何もないうちに聞かせる。と申しますこと

は、高度成長政策の中で格差が開いた。しかし、今度は自由化に対してそれじゃどういう手が打たれておるかという、何も特別なものはない。従前どおりやってきたというところは、従前どおり対策を立ててきたのだ、こういうことに聞かせると思ひます。しかし、農村が持つておる悩みは、おっしゃるとおり、私たちは国際水準からいへばやはりコストが高い、しかし所得は少ない。そこで、所得はふやさないで、コストは下げなくてはならぬ。そういうようなことをやるに非常なむずかしい施策しかないことになると、非常に私どもは困難だ。一つは、作付面積等の問題については計画性を持たしてやる。片一方のほうでは、航空農法といひますが、土地をうんと大きくして、省力農業など取り入れて、あるいは共同化を進めていく。いろいろなこととはおっしゃつておるんですが、どうも実効をあげていないわけですが、あるいは予算面からいひましても、ぼくは率直にいつて、企画庁あるいは文部省や方々に含めたものを入れば、農業構造改善事業あるいは近代化資金など見れば、私は農林予算は伸びておると思ひます。農林そのものではなくて、他のものも加えていけば、相当な、二七％くらいですか、たいへん伸びておる。だから、予算は相当伸びておる。努力をされておるといふことはわかるわけですが、きめ手になるものが一つも考え出されておらぬという点は、非常に残念に思ひます。しかし、むずかしいというところは私どもも聞きしておつてわかるわけですが、どうやって今後こういう矛盾

に横切つておるようなものを乗り切らうとされる心がまえがあるのか。特に、あなたが木村委員やなにかの質問に対して、本会議場で非常に樂觀的なことを述べておみえになる、自由化に対する。私は、もつと自由化に対する、政府と申しましようかの心がまえが非常に大切だと思ひます。ひいてそのことが国民の心がまえ、ひいては農民等の心がまえにもなつてくると思ひます。そういうような問題。どうもたよりなくしてしうがな。ですから、基本的な農業に對する姿勢というものを私は聞かしてもらひたい。もう一つは、そういうことに對する心がまえをどういふふうに政府がやるかという点が非常に大切だと思つておるんです。そういうような点に對してどういふようなお考えか。いまお聞きしておつても、さつぱりわからないのです。

○国務大臣(赤城宗徳君) これは、御承知のように、工業のようになしたからこうすればこういふふうな合理化するといふことはできませんから、非常に困難は困難であります。心がまえをいたしましては、私は自由化に對しましても決して樂觀というわけじゃございませうし、農業の前途につきましても樂觀ムードを流しているわけじゃございませう。しかし、確かに、農業につきまして、これから農業そのものが相当、期待といわなくても、非常にすまい波に打たれる面もある。しかし、こういう機会にやはりいい面も出ておるわけではございませう。いい面もありませう、経営の面等。それでありますから、精神的な面になりますけれども、私はあまり悪い面ばかりを取り出して、これはもちろんよろばぬ先のつ

えでございませうから必要でございませうけれども、何かじめじめとして、農村はいまにもつぶれていくんだというふうな、農業はやめちゃつて、とても望みはないんだというふうな空気を私は出すことはやはり一考しなくちゃならぬじゃないか。やはりいい面もあるのですから、それに対してやはり農民みずからもひとつ立ち直る。政府自体もいたしまして、そういういい面を育てていくということに熱意をもつてやつていくんだと、こういうことが必要だろ。しかし、それにつきましては、工業のようになしたから機械を入れればこういふふうになる、人を減らしてやれば合理化で少ない人で仕事ができるんだと、こういう面はいきま

せんから、やはり農業といふのは長期的なものでございませうし、また総合的なものでございませうから、農業政策全体としてやつていくほかにいんじやないか。きめ手で、この手をやればみんなよくなるんだ、こういうきめ手は私は非常に発見したい。そういう意味におきまして、どうも何だかたよりないと言われればたよりないのでございませうけれども、私は、農業等におきましてもやはりたぐいましい体質改善をしようといふ面も相当出ておると思ひます。苦勞しながらもいろいろな面でお

ておりますから、そういう面を助長していくために諸般の政策を行なつていく、こういうつもりでございませう。ただ、本会議やその他におきまして、どうしてもお尋ねの点が悪い面ばかりでありますし、私も悪い面も幾らか知つておりますから、痛い面ばかりやるといふと、こつちもすぐにそれをおせる薬も、名目でもございませ

ので、とかく何か自信のないような面にもなりますし、一面においては樂觀的な面なども出たり、あるいはいろいろ複雑だと思ひますが、複雑なる農村の事情を反映しまして、私も複雑な気持ちになつております。

○栗原祐幸君 時間もたちましたし、農林委員会じやございませんので、簡単に二つばかりお尋ねをいたしたいと思ひます。

それは貿易の自由化に對しましてのお尋ねになるわけでございますが、これからの日本の農業をどう持つていくかという場合に、他産業との格差の問題と、それから外国との競争場裏に立つて十分に日本の農業がやっていく、こういう二つの立場があるといふことを農林大臣はおっしゃつたわけですが、私も農業に關係してゐるのでございますが、農村から見ますと、他産業との格差といふことのほうが強く出ておつて、貿易の自由化に對して日本の農業がたくましくどう體質改善をしていくかといふ点が非常に薄れておるわけなんです。これからいろいろ農業の問題は農業だけで解決できない。日本の経済全般の中で解決していかなければならぬ。それだけに非常にむずかしいわけなんです。少なくとも、これから残つていく農業といふのは、これは国際競争に太刀打ちできる、そういうことを基本にしなければならぬ。そういう観点からいたしますと、どうも日本の農林省の農業政策といふものは、もつと他産業との格差といふよりも、むしろ国際競争に太刀打ちできるようにせよといふ面を強力にPRもし、また行政の上にもこれをあらわしていく。

昭和三十九年三月十一日印刷

たとえて申し上げますと、構造改善事業にいたしましても、成長の農畜産物をやる構造改善事業に對してももう少し補助がほしい、もう少し金融がほしいといふ場合に、一様のメニューで切られるわけですね。もう少しここで融資をする、あるいは助成をすればぐつと伸びるという場合に、それをやらなないために伸びない。しかも、それをやる気のある、これから国際競争に太刀打ちできるものにやつてやろといふより、やる気のあるものに對して帯に短したすきに長しといふような政策が行なわれている。これではせっかくの意味の農業振興といふことはあり得ないと思ひます。私は、農業一般を直ちによくするといふ方法は、そういう万能薬といふものはないと思ひます。そういう特効薬といふものはないと思ひます。ただ、問題は、ほんとうに国際競争に太刀打ちできるような成長農業をやろといふものに對して、どうも十分な措置が行政的に金融的にとられておらない。だから、そういうやろといふものに對しては、ほんとうにやる気のあるものに對しては、ほんとうにやる気のあるものに對しては、ほんとうに助成していくのだという態度が出ておれば、希望を持つて農業に残っていくといふ者も出てくると思ひます。そういう意味からいたしますと、いままでの農林省の農業政策の中で、もつと国際競争に對して強力に對処できるような行政指導なり、その他の諸措置をとるべきだと思ひます。その他の諸措置をの点に對する農林大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(赤城宗徳君) この経済成長の過程におきまして、農村の人々も、他の産業の所得額が非常にふえて

昭和三十九年三月十二日発行

消費ブーム等がありますので、とかく他産業との比較で農村といふものはつまらぬ、こういう感じを農村自体も非常に強く持つておると思ひます。しかし、根本的には、いまのおつしやるとおり、農業の體質が改善されなければ希望が持てないわけでございます。また體質改善をせざるを得ない段階に入つてゐると思ひます。その體質改善といふのは、やはり私は、国際競争に相當たえ得るものもあるし、たえ得ないものもあると思ひます。作物によつては、しかし、たえ得るもの、それからどうしても助長しなくちゃならぬものについては、いまの帯に短したすきに長しの行政、あるいは金融措置ではいけないと私も思つております。そういう面におきまして、構造改善等の面におきまして、あるいは土地改良等におきまして、先ほどから申し上げましたように、少しそういう方向へ重点を置いて力づけるような予算の組み方などをやつたのでござい

ますが、十分だとは思ひません。御説のやうな方向はなお一そう強化していかなければならぬと私も考えおります。

○栗原祐幸君 もう一点、これは事務的にありますが、しかし基本的だと思ひます。そのあたりが、貿易の自由化にあたりまして、農産物の自由化も漸次していかなければならぬ。いま八十何品目ですか、七十三品目ですか、ござい

ね、これらのものの貿易を自由化する場合には、国内産業を守る場合に、数量を制限して守つていく、それからまた関税で守つていく、あるいはこの両者を並行して守つていく等、いろいろあると思ひますが、いま農林省が、いま七十三品目が制限品目になつておるけれども、自由化になつていなければ、近い将来においてこれは制限を解除してよろしい、自由化してよろしいという品目がございましたらば、お教えをいただきたいと思ひます。

それから、いま一点は、貿易は自由化するけれども、しかし関税で、むしろ関税を上げる、あるいはむしろ関税は下げない、関税審議會等のいろいろ議論ございまして、農林省としては、この際関税はむしろ関税審議會の答申とは別に上げていくべきだ、あるいは下げるべきでないとかといふ品目がございましたらば、教えていただきたい。

○國務大臣(赤城宗徳君) いまそういうものを申し上げる一つの表は持つておりませんが、たとえばプロイラー——鶏ですが、こういうものなどは関税を上げるべきものだ、こういうふうにしてつておられます。

○栗原祐幸君 バナナはどうですか。

○國務大臣(赤城宗徳君) バナナは適当に考慮することになつておるのでござい

ますが、これはまだはつきり申し上げにくいような含みにおいて考えておるものでござい

ます。その他、四月ごろに自由化するといふのは、まあ農林關係では一つか二つぐらいしかいま考へておりません、四月一日……。まだ最終的に決定しておりません。

○委員長(新谷實三郎君) 本日の質疑はこの程度にとめておきます。

次回の委員会は明後六日午後一時開会の予定でございますが、確定次第御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時一分散会

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局